



公 告

下記の業務委託について、制限付き一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第 122 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 9 月 18 日

藤枝市長 北 村 正 平



1 入札執行者

藤枝市長 北村正平（受任者 課税課長）

2 担当部局

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号

藤枝市 財政経営部 課税課（藤枝市役所西館 2 階）

電 話 番 号：054-643-3279

F A X 番 号：054-643-3125

メールアドレス：kazei@city.fujieda.lg.jp

3 競争入札に付する事業

（1）入 札 番 号

藤課入第 6 号

（2）業務委託名

藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託

（3）施 行 箇 所

藤枝市役所 課税課及び情報デジタル推進課

（4）発 注 仕 様

別紙 1 仕様書のとおり

（5）契 約 期 間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 31 日まで

（6）契 約 条 項

別紙 2 契約書（案）のとおり

4 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7・8 年度藤枝市物品の製造等入札参加資格又は、藤枝市建設関連業務委託（コンサルタント）の入札参加資格を有している者であること。

（3）別紙 3－1「藤枝市被災者生活再建支援システム機能要件」、別紙 3－2「藤枝市被災者生活再建支援システム運用要件」に示す要件の全てに対応するシステムを導入することが可能であること。

（4）データセキュリティ対策及び別紙 4「個人情報取扱特記仕様書」に係る以下に掲げるすべての認

証を受けている者であること。

ア JIS Q 27001/ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 又は、JIS Q 15001 (プライバシーマーク)

イ JIS Q 20000 (IT サービスマネジメントシステム)

ウ JIS Q 27017 (クラウドサービスセキュリティ)

(5) 次に掲げる資格のいずれかを有し、3 (2) に示す業務と類似する業務の実務経験がある主任技術者及び照査技術者を配置できること。

ア 技術士 (情報工学部門)

イ 情報処理技術者試験 (高度試験に属するもの)

ウ 測量士 (管理技術者のみ)

エ 空間情報総括監理技術者 (照査技術者のみ)

※ 3 (2) に示す業務と類似する業務とは、次の①から③のいずれかに該当するものとする。

① 災害に係る被害情報、避難所管理、住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳作成及び電子地図データとの関連付けに関する作業工程を一括で運用でき、複数の職員で同時処理ができるシステムの構築

② 固定資産課税台帳と電子地図データを関連付けた現況図 (地番図・家屋図) 作成業務及び異動判読業務

③ ①及び②に類似する、行政が所有する台帳と電子地図データを関連付けた図面等作成業務若しくはシステムの構築

(6) 次のアからオのいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等 (個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。) が暴力団員等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下各号において同じ。)) であると認められる者。

イ 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不正に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定) 第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意し、障害のある方に対して適切な対応を行う者であること。

5 仕様書、入札参加資格確認申請書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和7年9月18日 (木) から令和7年9月24日 (水) まで (土曜・日曜・祝日を除く)

(2) 配布場所

藤枝市ホームページ

(3) 配布方法

藤枝市ホームページよりダウンロード

6 入札・仕様書等に対する質問等

入札・仕様書等に関し質疑がある場合は、別紙5「質疑書」に必要事項を記入し、持参又は電子メールで提出すること。

電子メールの場合は、件名を「藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託質疑について」とし、質疑書の着信を電話で課税課に確認すること。

なお、提出期限までに到着しなかった質疑については、いかなる理由であっても回答しない。

(1) 提出期限

令和7年9月24日(水)午後5時15分

(2) 提出先

持参又は電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

令和7年9月30日(火)午後1時までに、回答書を藤枝市ホームページに掲載する。

(4) 入札に関する説明会

開催しない。

7 入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する場合には次により申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

(1) 提出期間

令和7年9月18日(木)から令和7年9月24日(水)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日を除く)

(2) 提出場所

藤枝市 財政経営部 課税課(藤枝市役所西館2階)

メールアドレス:kazei@city.fujieda.lg.jp

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

※ 契約印(本市の入札参加資格申請において使用印鑑として届け出した印)の押印省略を認める。

イ 4(4)に掲げるすべての認証を受けていることが確認できる証書の写し

ウ 4(5)に示す管理技術者及び照査技術者に係る資格及び実務経験を確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参又は電子メールで提出すること。

8 入札参加資格の確認結果通知

(1) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年9月30日(火)までに入札参加資格確認通知書を電子

メールにより通知する。

- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面については、契約印の押印省略を認める。

ア 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月2日（木）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日を除く）

イ 受付場所

藤枝市 財政経営部 課税課（藤枝市役所西館2階）

ウ 書面の提出方法

持参又は電子メールで提出すること。

エ 回答

令和7年10月7日（火）までに行う。

9 入札手続き等

(1) 入札執行日時

令和7年10月8日（水） 午後1時30分から

(2) 入札執行場所

藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

(3) 入札方法

ア 入札は、持参で行うものとし、郵送または電子メールによる入札は認めない。

イ 入札書等の提出書類及び提出方法は、(5) 及び (6) に示すとおりとする。

ウ 入札執行日時以降に提出した書類は無効とする。

エ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

カ 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、入札執行場所にいない入札者は、2回目の入札に参加できない。

キ 開札には、入札事務に関係のない藤枝市職員が立ち会うこととする。

(4) 入札金額

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とする。

(5) 提出書類

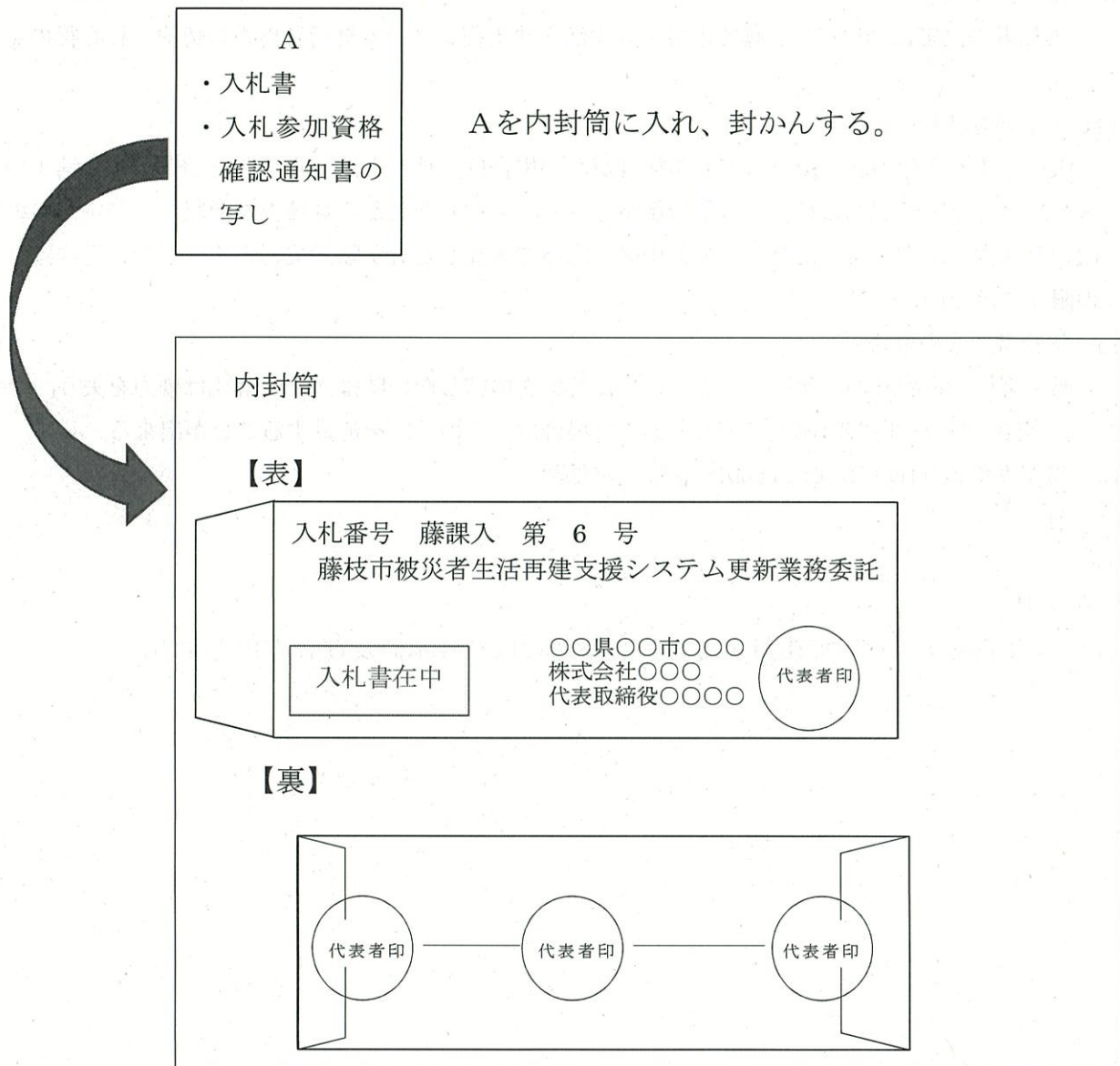
入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状（代理人が入札する場合）

※ 契約印及び代理人の印（代理人が入札する場合）を必ず押印すること。

(6) 提出方法

入札執行日時に入札執行場所へ持参し、下記「入札書提出の際の注意事項」に従い提出書類を封かんすること。

入札書提出の際の注意事項



(7) 最低制限価格

なし

(8) 入札保証金

免除

(9) 契約保証金

免除

(10) 前払金

なし

(11) 藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託契約入札心得は、藤枝市ホームページ（各課のページ・課税課）に掲載する。入札参加者は遵守すること。

(12) 入札の無効

無効となる入札については、藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託契約入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。

(13) 落札者の決定

落札者の決定については、藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託契約入札心得の定めによる。

(14) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

(15) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することが出来る。

(16) 業務カルテ（TECRIS 又は PUBDIS 登録）の要否

要

10 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。